

令和6年2月1日

富山県建設業協会長 様

株式会社アイサス

代表取締役 百成公鋭

令和6年度能登半島地震に伴う
「工事施工中の受・発注者間の情報共有システム」の
対応について

標記の件につきまして、下記の通りに取り扱いさせていただきたいと思いません。

貴会に置かれましては、会員の皆様にご周知方よろしくお願いいたします。

- ① 既に弊社システムにてご利用の案件が、災害の影響で中止または一時休止になった場合、通常必要でした発注者からの命令書等が無くても、受注業者からのお電話で受け付けます。

被災により御自身でシステムより工期変更、延長等の作業が難しい場合は下記の窓口にご連絡いただければ当社にて手続きを代行いたします。

災害対応窓口：情報共有システム管理事務局 電話：050-3174-1871

- ② 災害の影響で弊社システム利用を延長（工期延長、利用延長共）になった場合の延長利用料金はいただきません。

ただし、契約者様には通常の料金ご請求のお知らせが届きますが、その後災害関連であることを当社にご連絡していただけますと、返金処理を同時に行い発生した料金を相殺させていただきます。

- ③ 災害の影響で、弊社システムを既にお申込みいただき、既に利用料金をお支払い

ただいた工事そのものが中止となった場合、当該案件が弊社システムにおいて未利用の場合は、お支払いいただきました利用料金を全額返金させていただきます。

- ④ 災害の影響で、意図せず弊社システム内から自動消去（設定工期終了日+62日で自動消去）された案件につきましては、その後災害関連であることを当社にご連絡していただくと、当該案件を再度弊社システム画面に表示いたします。

以上